

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
株式会社安藤・間	東京都港区東新橋 1－9－1	1-020330
菅原建設株式会社	水戸市六反田町 1213－1	1-002386
株式会社中井工務店	高萩市高萩 349－1	2-016943

注) 業者番号「1-」は国土交通大臣許可業者、「2-」は茨城県知事許可業者の有資格者番号を表す。

2 指名停止措置期間 令和8年7月24日～令和8年8月23日 (1か月間)

3 指名停止措置の適用範囲 常陸太田市が発注する建設工事

4 事実概要

安藤ハザマ・菅原・中井特定建設工事共同企業体が施工する、高萩工事事務所発注の 06 県単道改第 06-03-973-Z-001 号道路改良工事 ((仮称) 大久保町第 2 トンネル) のトンネル掘削中の工事現場において、令和 7 年 9 月 10 日、安全管理の不適切により、バックホウの後退に巻き込まれた 1 次下請け作業員 1 名が死亡する事故を起こした。

5 指名停止理由

上記事実は、「常陸太田市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」(平成 2 年常陸太田市告示 第 2 1 号。以下「指名停止措置要領」という。) 別表第 1 第 8 号(2)に該当する。

<指名停止措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (1) 略 (2) 工事関係者に死亡者を生じさせたとき。 (3)・(4) 略	1 か月

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係
茨城県常陸太田市金井町3690
電話 0294—72—3111